

令和4年第7回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第29号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第30号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第31号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第32号 在外選挙人名簿に登録する者について
- 議案第33号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第34号 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第35号 参議院議員通常選挙における投票所の指定について
- 議案第36号 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第37号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第38号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第39号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第40号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第41号 参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第42号 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第43号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第44号 参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

2 報告事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告について

3 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和4年 6月22日（水）午後 6時00分～
- ・令和4年 7月 7日（木）午後 6時00分～

議案第29号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
111人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
307人
- 3 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 4 抹消年月日
令和4年6月21日

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 30 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 4 年 6 月 21 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
837人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和 4 年 6 月 21 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第 3 項の規定による。

議案第 31 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 6 月 21 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
2 人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和 4 年 6 月 21 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

議案第32号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和4年6月21日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
2 人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和4年6月21日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	令和4年6月1日			抹消												移替						新規登録者数	年月日 での補正登録			令和4年6月21日			在外選挙人登録者数													
	登録者数			死亡			転出			在外選挙人名簿に登録 移転			抹消者計			登録			抹消				登録者数			登録者数			新規登録者数		移転登録者数		抹消者数			登録者数						
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1 大楠西	2,443	3,267	5,710	0	2	2	4	8	12	0	0	0	4	10	14	4	13	17	3	8	11	20	27	47	0	0	0	2,460	3,289	5,749												
2 大楠東	2,019	2,298	4,317	2	0	2	8	6	14	0	0	0	10	6	16	8	7	15	7	9	16	10	18	28	0	0	0	2,020	2,308	4,328												
3 西高宮	2,938	3,457	6,395	1	1	2	7	7	14	0	0	0	8	8	16	31	31	62	8	13	21	8	14	22	0	0	0	2,961	3,481	6,442												
4 長丘	3,883	4,704	8,587	2	2	4	6	2	8	0	0	0	8	4	12	11	10	21	8	9	17	9	11	20	0	0	0	3,887	4,712	8,599												
5 長住	3,161	4,019	7,180	1	3	4	4	5	9	0	0	0	5	8	13	9	14	23	5	4	9	8	10	18	0	0	0	3,168	4,031	7,199												
6 西長住	1,460	1,784	3,244	1	1	2	1	2	3	0	0	0	2	3	5	2	3	5	5	7	12	4	3	7	0	0	0	1,459	1,780	3,239												
7 西花畑	2,890	3,269	6,159	1	3	4	2	4	6	0	0	0	3	7	10	3	6	9	10	10	20	9	7	16	0	0	0	2,889	3,265	6,154												
8 皿山	1,923	2,251	4,174	1	0	1	1	4	5	0	0	0	2	4	6	3	5	8	2	2	4	7	6	13	0	0	0	1,929	2,256	4,185												
9 花畑第一	3,042	3,480	6,522	2	2	4	1	4	5	0	0	0	3	6	9	6	8	14	1	10	11	9	8	17	0	0	0	3,053	3,480	6,533												
10 花畑第二	1,736	2,058	3,794	0	3	3	0	2	2	0	0	0	0	5	5	0	1	1	2	6	8	4	4	8	0	0	0	1,738	2,052	3,790												
11 柏原	3,525	4,029	7,554	0	2	2	2	2	4	0	0	0	2	4	6	3	6	9	4	6	10	15	8	23	0	0	0	3,537	4,033	7,570												
12 東花畑	2,382	2,768	5,150	4	0	4	3	0	3	0	0	0	7	0	7	2	5	7	6	2	8	5	5	10	0	0	0	2,376	2,776	5,152												
13 野多目	4,308	5,188	9,496	5	2	7	2	3	5	0	0	0	7	5	12	6	7	13	8	9	17	12	11	23	0	0	0	4,311	5,192	9,503												
14 三宅第一	3,446	3,819	7,265	2	0	2	5	7	12	0	0	0	7	7	14	7	8	15	5	5	10	9	11	20	0	0	0	3,450	3,826	7,276												
15 三宅第二	3,219	4,083	7,302	2	1	3	12	9	21	0	0	0	14	10	24	16	18	34	6	9	15	10	31	41	0	0	0	3,225	4,113	7,338												
16 筑紫丘第一	2,561	3,048	5,609	0	2	2	3	3	6	0	0	0	3	5	8	6	6	12	5	12	17	16	7	23	0	0	0	2,575	3,044	5,619												
17 筑紫丘第二	1,173	1,392	2,565	1	1	2	1	3	4	0	0	0	2	4	6	1	1	2	2	4	6	2	3	5	0	0	0	1,172	1,388	2,560												
18 東若久	2,954	3,341	6,295	1	1	2	2	1	3	0	0	0	3	2	5	4	3	7	5	1	6	13	9	22	0	0	0	2,963	3,350	6,313												
19 若久	3,554	4,428	7,982	1	3	4	0	7	7	0	0	0	1	10	11	3	3	6	8	8	16	14	16	30	0	0	0	3,562	4,429	7,991												
20 玉川第一	3,735	4,970	8,705	1	2	3	4	10	14	0	0	0	5	12	17	15	16	31	14	27	41	13	28	41	0	0	0	3,744	4,975	8,719												
21 玉川第二	1,788	2,361	4,149	0	2	2	3	4	7	0	0	0	3	6	9	5	4	9	9	10	19	13	18	31	0	0	0	1,794	2,367	4,161	0	2	2	0	0	0	0	2	2	46	83	129
22 玉川第三	3,202	3,529	6,731	3	0	3	6	9	15	0	0	0	9	9	18	7	8	15	4	6	10	16	14	30	0	0	0	3,212	3,536	6,748	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
23 塩原	3,263	3,933	7,196	2	1	3	6	9	15	0	0	0	8	10	18	6	6	12	9	8	17	17	21	38	0	0	0	3,269	3,942	7,211												
24 宮竹第一	3,302	3,485	6,787	2	2	4	6	8	14	0	0	0	8	10	18	6	6	12	3	6	9	13	15	28	0	0	0	3,310	3,490	6,800												
25 宮竹第二	2,019	2,064	4,083	0	4	4	3	2	5	0	0	0	3	6	9	5	5	10	5	8	13	10	8	18	0	0	0	2,026	2,063	4,089												
26 高木	1,951	2,120	4,071	1	0	1	4	5	9	0	0	0	5	5	10	4	8	12	9	7	16	9	11	20	0	0	0	1,950	2,127	4,077												
27 井尻第一	1,037	1,088	2,125	0	0	0	2	1	3	0	0	0	2	1	3	0	3	3	2	3	5	9	10	19	0	0	0	1,042	1,097	2,139												
28 井尻第二	1,150	1,320	2,470	0	0	0	2	2	4	0	0	0	2	2	4	2	2	4	2	3	5	11	16	27	0	0	0	1,159	1,333	2,492												
29 臼佐	2,916	3,131	6,047	1	5	6	3	3	6	0	0	0	4	8	12	8	10	18	3	4	7	9	9	18	0	0	0	2,926	3,138	6,064												
30 大池	1,751	2,081	3,832	1	0	1	7	4	11	0	0	0	8	4	12	5	4	9	2	7	9	13	7	20	0	0	0	1,759	2,081	3,840												
31 寺塚	1,954	2,438	4,392	2	2	4	5	4	9	0	0	0	7	6	13	8	8	16	3	6	9	9	12	21	0	0	0	1,961	2,446	4,407												
32 東高宮	3,851	5,180	9,031	0	1	1	3	6	9	0	0	0	3	7	10	7	10	17		15	27	12	19	31	0	0	0	3,855	5,187	9,042												
33 横手	3,349	3,644	6,993	1	2	3	11	7	18	0	0	0	12	9	21	5	5	10	5	7	12	18	16	34	0	0	0	3,355	3,649	7,004												
34 鶴田	2,783	3,164	5,947	5	5	10	1	0	1	0	0	0	6	5	11	0	2	2	6	3	9	9	5	14	0	0	0	2,780	3,163	5,943												
35 老司	3,297	3,845	7,142	0	3	3	5	5	10	0	0	0	5	8	13	3	6	9	6	6	12	10	8	18	0	0	0	3,299	3,845	7,144	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11
36 弥永	2,361	2,796	5,157	1	2	3	3	2	5	0	0	0	4	4	8	3	5	8	10	5	15	3	5	8	0	0	0	2,353	2,797	5,150	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
37 弥永西	3,332	3,641	6,973	2	2	4	4	5	9	0	0	0	6	7	13	5	2	7	5	4	9	9	19	28	0	0	0	3,335	3,651	6,986												
計	99,658	117,473	217,131	49	62	111	142	165	307	0	0	0	191	227	418	219	265	484	209	269	478	387	450	837	0	0	0	99,864	117,692	217,556	0	2	2	0	0	0	0	2	2	51	89	140

議案第33号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	令和4年6月23日から 令和4年7月9日まで
福岡市南区野多目五丁目31番1号 福岡翔高等学校セミナーハウス1階研修室	令和4年7月2日及び 令和4年7月3日
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和4年7月2日から 令和4年7月9日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第34号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において、南区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区役所2階大会議室

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

議案第35号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

投 票 所 一 覧

番号	投票区	投 票 所		住 所
1	大 楠 西	大楠小学校	講堂	福岡市南区大楠三丁目10番1号
2	大 楠 東	大楠公民館		福岡市南区大楠一丁目22番13号
3	西 高 宮	西高宮公民館		福岡市南区平和一丁目7番16号
4	長 丘	長丘小学校	講堂	福岡市南区長丘二丁目22番42号
5	長 住	長住小学校	講堂	福岡市南区長住四丁目5番39号
6	西 長 住	西長住小学校	講堂	福岡市南区西長住一丁目9番20号
7	西 花 畑	西花畑小学校	講堂	福岡市南区松原二丁目20番1号
8	皿 山	西花畑公民館		福岡市南区花畑四丁目6番8号
9	花畑第一	花畑小学校	講堂	福岡市南区花畑三丁目34番1号
10	花畑第二	みどりがおか幼稚園		福岡市南区中尾一丁目32番32号
11	柏 原	柏原小学校	講堂	福岡市南区柏原五丁目21番1号
12	東 花 畑	東花畑小学校	講堂	福岡市南区屋形原二丁目23番1号
13	野多目	野多目公民館		福岡市南区野多目二丁目8番12号
14	三宅第一	三宅公民館		福岡市南区三宅二丁目25番42号
15	三宅第二	三宅中学校	体育館	福岡市南区大橋三丁目18番1号
16	筑紫丘第一	筑紫丘小学校	講堂	福岡市南区南大橋一丁目13番1号
17	筑紫丘第二	若久特別支援学校	講堂	福岡市南区若久二丁目3番13号
18	東 若 久	東若久小学校	講堂	福岡市南区若久三丁目37番1号
19	若 久	若久小学校	講堂	福岡市南区若久一丁目12番1号
20	玉川第一	玉川公民館		福岡市南区向野一丁目3番23号
21	玉川第二	南区役所	1階ロビー	福岡市南区塩原三丁目25番1号
22	玉川第三	春吉中学校	武道場	福岡市南区清水四丁目21番50号
23	塩 原	塩原公民館		福岡市南区塩原一丁目27番2号
24	宮竹第一	宮竹小学校	講堂	福岡市南区井尻一丁目1番1号
25	宮竹第二	井尻三丁目南会館		福岡市南区井尻三丁目29番
26	高 木	高木小学校	講堂	福岡市南区高木三丁目11番1号
27	井尻第一	井尻会館		福岡市南区井尻五丁目18番1号
28	井尻第二	井尻四丁目会館		福岡市南区井尻四丁目30番7号
29	日 佐	日佐公民館		福岡市南区的場二丁目17番6号
30	大 池	大池小学校	講堂	福岡市南区多賀二丁目8番1号
31	寺 塚	大池公民館		福岡市南区寺塚二丁目9番11号
32	東 高 宮	男女共同参画推進センター	ロビー	福岡市南区高宮三丁目3番1号
33	横 手	横手公民館		福岡市南区横手四丁目24番9号
34	鶴 田	鶴田小学校	講堂	福岡市南区鶴田三丁目7番1号
35	老 司	老司小学校	講堂	福岡市南区老司三丁目2番1号
36	弥 永	弥永公民館		福岡市南区弥永団地30番1号
37	弥 永 西	弥永西小学校	講堂	福岡市南区弥永二丁目10番1号

議案第36号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所 1 階市民ロビー	午前10時	午後 7 時
福翔高等学校セミナーハウス 1 階研修室	午前10時	午後 6 時

2 変更理由

福岡市役所 1 階市民ロビー及び福翔高等学校については、増設設置するものであり、南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

議案第37号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原二丁目8番1号
福岡市立南体育館
- 2 日時 令和4年7月10日 午後9時15分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

議案第38号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原三丁目25番1号
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年7月7日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

議案第39号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第40号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第41号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第42号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第67条第1項及び第8項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

議案第43号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

議案第44号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和4年6月21日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

報告事項

令和4年6月21日
南区選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区の区割り変更について

令和4年6月16日に、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告が内閣総理大臣に対して行われ、福岡市内の衆議院小選挙区（福岡県第1区）について、区割り変更案が示された。

※ 今後、区割り変更についての法案が秋の臨時国会に提出され審議される見込み（報道による）。

区割り変更の正式決定は、この法案が成立した後となる。

1 区割り変更の内容

東区の一部の区域（多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区に属する区域）が福岡県第4区に変更された。

詳細は別紙のとおり。

2 周知方法

(1) 対象地域への周知

- ① 東区自治組織会長会で説明（6月21日）
- ② 選挙区が変更となる地域へのチラシ配布（選挙前）
- ③ 投票所（当日投票及び期日前投票）に選挙区が変更となった旨の掲示（選挙時）

(2) 市民への周知

- ① ホームページ（6月17日）
- ② 市政だより（法改正後）

3 投票の方法

(1) 期日前投票

- ① 期日前投票所の場所（区役所、なみきスクエア、市役所）は変更ないが、受付を選挙区ごとに分ける。
- ② 選挙人は自分の住所が属する選挙区の受付にお越しいただくことになる。

※ 違う選挙区では受付ができないようにシステムを設定するので、違う選挙区の投票をしてしまうことはない。

(2) 投票日当日の投票

投票日当日の投票所の場所はこれまでと変わらない。

また、一つの投票所で2つの選挙区の投票を行うことはない。

【参考】区割り変更について

○一票の較差是正のため、選挙区の人口が令和2年国勢調査確定値で、最小選挙区の2倍未満になるように選挙区の境界を見直す必要があったもの

○福岡県内では、第1区（東区、博多区で構成）が2倍を超えており、境界見直しが行われた

選挙区	旧選挙区区域	新選挙区区域
福岡県 第1区	東区 博多区	東区(第4区に属する区域を除く) 博多区
福岡県 第2区	中央区 南区(第5区に属する区域を除く) 城南区(第3区に属する区域を除く)	変更なし
福岡県 第3区	城南区〔七隈、梅林投票区に属する区域〕 早良区 西区 糸島市	変更なし
福岡県 第4区	宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡(7町)	東区〔多々良第一、多々良第二、八田、青葉第一、青葉第二投票区に属する区域〕 大字香椎(1番から118番まで) 土井一丁目 蒲田一丁目 土井二丁目 蒲田二丁目 土井三丁目 蒲田三丁目 土井四丁目 蒲田四丁目 八田一丁目 蒲田五丁目 八田二丁目 大字名子 八田三丁目 みどりが丘一丁目 八田四丁目 みどりが丘二丁目 多々良一丁目 みどりが丘三丁目 多々良二丁目 名子一丁目 若宮一丁目 名子二丁目 多の津一丁目 名子三丁目 多の津二丁目 青葉一丁目 多の津三丁目 青葉二丁目 多の津四丁目 青葉三丁目 多の津五丁目 青葉四丁目 松島三丁目(31番から35番まで) 青葉五丁目 松島五丁目(21番から29番まで) 青葉六丁目 青葉七丁目
		宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡(7町)
福岡県 第5区	南区〔弥永、弥永西、老司、鶴田投票区に属する区域〕 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 筑前町 東峰村	変更なし

福岡市

小呂島



玄界島



福岡市
東区
博多区
中央区
南区
西区
城南区
早良区

R2日本国民の人口

1,580,488
312,930
245,102
201,659
260,154
209,979
131,709
218,955

R2日本国民の人口

① 558,032
② 547,664
③ 542,855
⑤ 547,406

福岡市南区 ② 230,500
福岡市城南区 ⑤ 29,654
② 115,505
③ 16,204

福岡市

小呂島



玄界島

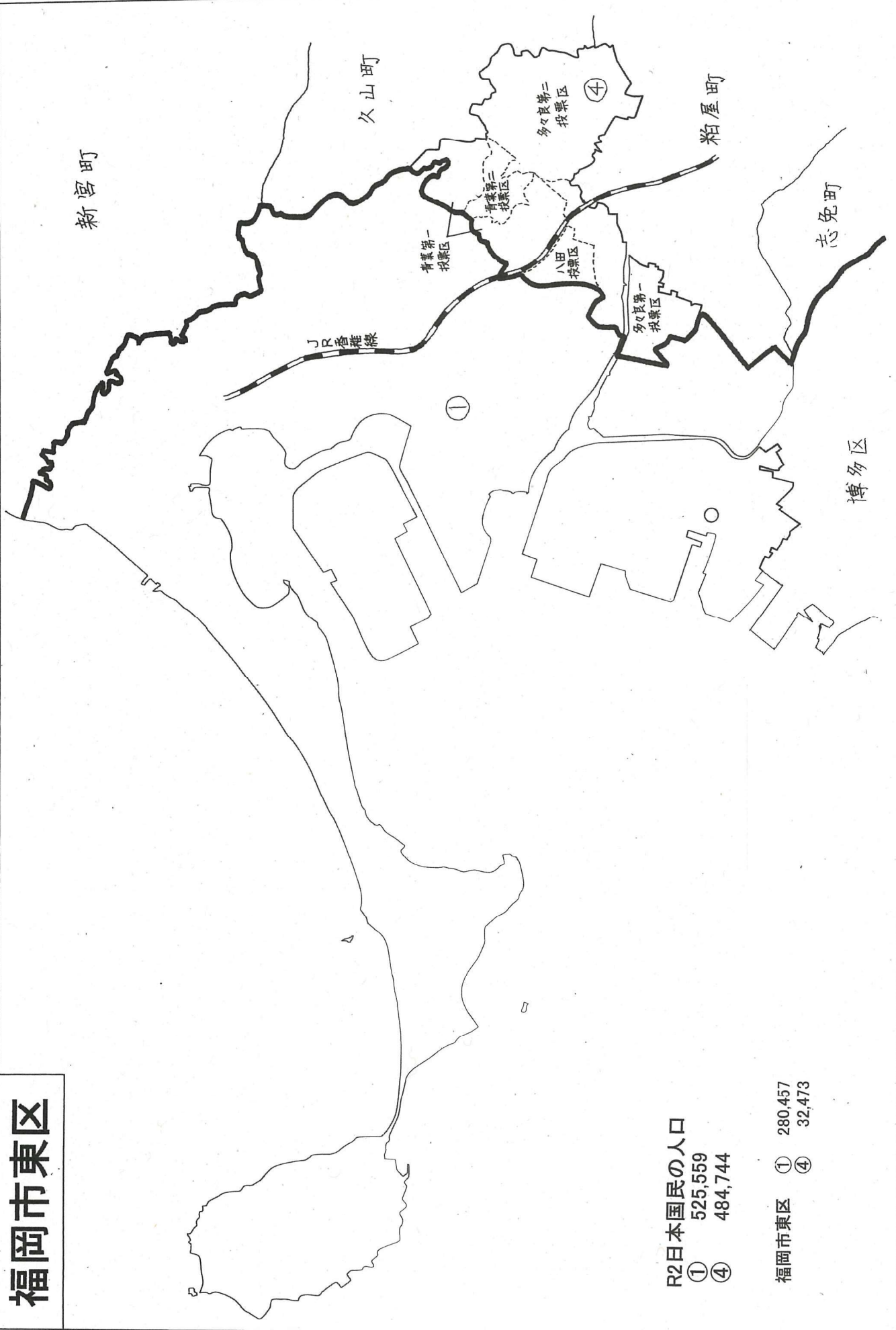
R2日本国民の人口	
福岡県	5,068,515
福岡市	1,580,488
東区	312,930
博多区	245,102
中央区	201,659
南区	260,154
西区	209,979
城南区	131,709
早良区	218,955



R2日本国民の人口	
①	525,559
②	547,664
③	542,855
④	484,744
⑤	547,406

福岡市東区	①	280,457
福岡市東区	④	32,473
福岡市南区	②	230,500
福岡市南区	⑤	29,654
福岡市城南区	②	115,505
福岡市城南区	③	16,204

福岡市東区



R2日本国民の人口

① 525,559

④ 484,744

福岡市東区 ① 280,457
④ 32,473